

デジタル時代の  
リスクと保険 (15)

個人がフリーランスの立場でインターネットを利用し、その都度単発または短期の仕事を受注する働き方「ギグエコノミー」が注目されている。個人はネット上のプラットフォームに自らを登録し、企業はプラットフォーム経由で仕事を発注する。料理宅配サービスの配達員が代表的な例である。

ランサーズの「フリーランス実態調査2021」によれば、2021年1~2月時点の日本国内のフリーランス人口は1年前の約1.5倍の1670万人と、全労働人口の2割を超える規模になった。同社ではその理由として、本業を持つ人の副業の増加や、主婦・主夫が隙間時間を利用して働くケースが増えていることを挙げており、背景にギグワーカーの急増があることがわかる。

ギグエコノミーの利点は、企業側から見ると必要な期間に必要な人材を効率よく補うことができる点にある。労働者側から見ると自分の好きな時間に自分のスキルを生かして自由に働くことができる点がある。雇用形態は大きく業務委託型と雇用契約型の二形態があるが、実態は業務委託型が多いとみられている。

では、ギグエコノミーにはどのような課題・リスクがあるのか。労働者側からみると最大のリスクはセーフティーネットの脆弱性である。業務委託型の契約を前提とすると、ギグワーカーと企業に雇用関係はなく、健康保険や労災保険などの社会保険の対象とならな

ギグワーカー向けの現在の保険制度

仕事中のけがの治療費など

実態として「労働者」に該当する場合は事業主が労災保険に加入。そうでない場合も一部業種は個人で労災保険に加入できる。また、個人で傷害保険に入る人も

仕事中の対人・対物事故の賠償

自転車保険(個人賠償特約)では補償対象外。フリーランス向け協会の専用保険、料理宅配の配達パートナー向け専用保険で補償

いと考えられてきた。そのため、就業中に発生した傷病をどのように補償するかが課題となる。

就業中の損害をカバーするため、企業側が傷害保険などに加入することもある。企業が保険に加入しないケースでは、ギグワーカー自らが保険に加入して備えることが必要となる場合もある。

こうした状況を受け、内閣官房と公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省は21年3月に「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」を策定した。雇用契約を締結せず業務委託契約を結んで仕事をする場合でも個々の働き方の実態に基づき「労働者」であるかどうかを判断することを明記した。実態として「労働者」に該当する場合は関連法に応じた保護を受けられることになった。

また、厚生労働省は9月から料理配達人などギグワーカーの一部を労災保険の特別加入制度の対象に加えた。特別加入とは労働者以外で労働保険に入りたい人が個人で保険料を支払って加入できる仕組みのことだ。事業主が保険料全額を払う労働者と違って個人負担にはなるが、仕事中にけがをした際などの治療費や休業補償などを受け取れるようになった。

もう一つ、ギグワーカーの大きなリスクが仕事中に起こした対人・対物事故による損害賠償の支払いだ。例えば、料理配達人が仕事中に交通事故で人けがをさせた場合、どうすればよいのか。プライベートな自転車運転中の事故による賠償を補償する「個人賠償特約」では、業務中(配達中)に発生した第三者への賠償責任は補償対象外となっている。

このため、欧州では事業者がライダー向けにスマホアプリ上で加入できる賠償責任保険と傷害保険をセットで提供する事例がある。日本では、フリーランス向け協会の専用保険(賠償責任保険)に加入することや、料理宅配の配達パートナー向け専用保険(全員自動加入)で補償される。

# ギグワーカーに2つの課題